

## 積立式期日指定定期預金規定

### 1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。
- (2) この預金は現金による預入れのほか、口座振替により預入れることができます。預金預入れの場合は必ずこの通帳を持参してください。
- (3) この預金は当店のほか、当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

### 2. (預金の種類・期間・継続の方法等)

- (1) この預金は、預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。
- (2) この預金(後記3.による一部解約後の残りの預金を含みます。)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 前記(2)の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前記(2)と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までに、その旨を申出てください。

### 3. (預金の支払時期等)

この預金は継続停止の申出があった場合に次に定める満期日以後に支払います。

- ① 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。  
満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。  
なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- ② 満期日は、前記①に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- ③ 前記①または②による満期日の指定がない場合は最長預入期限を満期日とします。
- ④ 前記①または②により、定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続された預金として取扱います。

### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
  - ① 預入金額ごとにその預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。

- A. 1年以上2年未満・・・・・・・・当金庫所定の「2年未満」の利率
- B. 2年以上・・・・・・・・当金庫所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

② 前記①の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記(1)の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合および「定期預金共通規定」第3条第3項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

- A. 6か月未満・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・2年以上利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・2年以上利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・2年以上利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・2年以上利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 5. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この他、「定期預金共通規定」を参照ください。

以 上  
(令和3年10月1日現在)